

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別 紙）

令和 7 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が本年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

葉山町条例第8号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則に次の2項を加える。

（大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

35 法附則第15条の9の3第1項に規定する長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンション（以下「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- （2） 家屋の所在、家屋番号、マンション名、種類及び床面積
- （3） 家屋の建築年月日及び登記年月日
- （4） 当該工事が完了した年月日
- （5） 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

（大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用におけるマンション管理組合管理者等からの申告）

36 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町税条例（以下「新条例」という。）第28条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下の二輪原動機付自転車に係る種別割の税率を定めることとした。
- (2) 大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の申告について規定することとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 新条例の軽自動車税に関する規定のうち原動機付自転車に係る規定は、令和 7 年度以後の軽自動車税について適用し、令和 6 年度分までについては、なお従前の例によることとした。
- (3) 新条例の固定資産税に関する規定は、令和 7 年度以後の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までについては、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (種別割の税率) 第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ (略) (2)・(3) (略) 附 則 1～34 (略) <u>(大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u> 35 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンション(以下「特定マンション」という。)に係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (種別割の税率) 第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>(新設)</u> _____ ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの_____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2)・(3) (略) 附 則 1～34 (略) <u>(新設)</u> _____

改正後	改正前
<u>1 納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> <u>2 家屋の所在、家屋番号、マンション名、種類及び床面積</u> <u>3 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>4 当該工事が完了した年月日</u> <u>5 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合</u> <u>には、3月以内に提出することができなかった理由</u> <u>(大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の</u> <u>適用におけるマンション管理組合管理者等からの申告)</u> 36 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る <u>区分所有に係る家屋について、前項の申告書の提出がなかった場合におい</u> <u>ても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149</u> <u>号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の</u> <u>9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる</u> <u>書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第</u> <u>1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわ</u> <u>らず、同条第1項の規定を適用することができる。</u>	(新設)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の葉山町税条例（以下「新条例」という。）第28条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。